

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会
各種委員等の報酬、謝礼金及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人うるま市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の各種委員等の報酬、謝礼金及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 各種委員等が委員会等に出席した場合は、日額 4,500 円を支給する。

(講師謝礼金及び費用弁償)

第3条 本会が開催する研修会、講習会等の講師には謝礼金及び費用弁償を支給する。

2 前項の謝礼金の支給額は、別表の謝礼金基準表によるものとし、費用弁償については実費とする。ただし、基準表によりがたい特別な場合は、会長が別に定めることができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 各種委員等が、委員会に出席した場合の報酬の支払いは、委員会があった日とする。

2 講師謝礼金の支払いについては、研修会、講演会等のあった日とする。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申出があった場合は、本人名義の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差引き支給する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃については、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 28 日から施行する。

別表（第3条関係）

謝礼金基準表

○研修会、講演会等の講師謝礼

区 分	基 準	備 考
医師、弁護士、著名人	1 時間 7,000 円以内	
大学教授、准教授、教員	1 時間 7,000 円以内	
小中高校教員	1 時間 5,000 円以内	
官公署職員	1 時間 5,000 円以内	
民間施設職員	1 時間 5,000 円以内	
その他	1 時間 4,000 円以内	

1 講師謝礼金については、1 日 4 時間を限度とする。

○その他謝礼

区 分		基 準
看護師	ミニデイサービス	半日 6,000 円以内
栄養士	調理実習等	半日 10,000 円以内
歯科衛生士	指導等	半日 6,000 円以内
理学・作業療法士、運動指導士	健康教育、機能訓練等	半日 10,000 円以内
運動指導員	健康教育講師	半日 5,000 円以内
食生活改善推進員		半日 3,000 円以内
行事出演謝礼金		一人 6,000 円以内 30,000 円を限度とする。
各種行事アナウンサー		1 日 10,000 円以内